



厚生労働省福島労働局発表

平成23年4月5日

※地震関連第39報

担 当	福島労働局労働基準部労災補償課 課長 村上恒雄
	管理調整官 横田秀雄 電話 024-536-4605

～ 労働基準監督署からのお知らせ ～

労災保険給付の請求について

東北地方太平洋沖地震により勤務中又は通勤途上に負傷(死亡)された労働者又はそのご遺族の方は、療養(補償)給付や遺族(補償)給付などの請求を行うことができます。

この手続きを行っていただくために、請求方法や請求する上で必要となる確認のための資料等をまとめたリーフレットを作成しましたのでお知らせします。

詳細については別紙のとおりです。

労働基準監督署からのお知らせ

～被災された労働者のご遺族の皆様へ～

労災保険給付制度について

○労災認定の考え方および請求方法

仕事中に、地震や津波に遭い、死亡された場合には、業務災害として労災補償の対象となります。通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。請求書に以下の確認資料を添付し、請求書を労働基準監督署へ提出してください。

震災(津波等を含む)で死亡された 労働者のご遺族の皆様

皆様ご自身で最寄りの労働基準監督署へ「遺族(補償)給付」および「葬祭料(葬祭給付)」の請求をすることができます。

○ 請求者本人であることの確認資料

- 運転免許証等本人が確認できる公的な証明書

1 遺族(補償)給付

- 死亡診断書、死体検案書又はそれらの記載事項証明書など労働者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- 戸籍謄本など請求人及び他の受給資格者と死亡労働者との身分関係を証明することができる書類
- 給与明細書又は次のいずれかの書類
 - ・ 納税期間等又は本人が所持する源泉徴収票
 - ・ 社会保険機関の証明する標準報酬月額
 - ・ 給与振り込みの場合(預金通帳の給与振込額又は銀行による通帳記載事項の証明書)

2 葬祭料(葬祭給付)

遺族(補償)給付の請求書と同時に提出する場合は、添付書類は必要ありません。

ご持参いただくもの

請求時に必要な書類が準備できない場合でも
請求書を受理します。



労働基準監督署からのお知らせ

～震災(津波等)で業務中または通勤途上で負傷された皆様へ～

労災保険給付制度について

○労災認定の考え方および請求方法

仕事中に、地震や津波に遭い、負傷された場合には、業務災害として労災補償の対象となります。通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。請求書に以下の確認資料を添付し、請求書を労働基準監督署へ提出してください。

震災(津波等を含む)で業務中または 通勤途上で負傷された皆様

皆様ご自身で最寄りの労働基準監督署へ「療養(補償)給付」および「休業(補償)給付」の請求をすることができます。

ご持参
いただく
もの

○ 請求者本人であることの確認資料

- 運転免許証等本人が確認できる公的な証明書

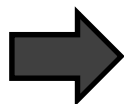
1 療養(補償)給付

受診した病院での手続きになりますので、基本的には確認資料は必要ありません。ただし、労災指定病院以外で受診された方は、当該医療機関等での領収書が必要となります。

2 休業(補償)給付

給与明細書又は次のいずれかの書類

- ・ 納税期間等又は本人が所持する源泉徴収票
- ・ 社会保険機関の証明する標準報酬月額
- ・ 給与振り込みの場合(預金通帳の給与振込額又は銀行による通帳記載事項の証明書)



上記1、2の資料の持参が不可能な場合については、「申立書」による取り扱いとなり、賃金等についても推定のうえ確認作業となりますので、お時間がかかることとなります。

請求時に必要な書類が準備できない場合でも
請求書を受理します。

